

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名  
動坂町会地区
- 2 団体名及び代表者  
動坂町会 会長 内藤 マリ子 氏
- 3 地区の範囲  
千駄木4丁目1番、6～8番、9番（2～7号）、11～24番、本駒込4丁目20～25番、38～43番  
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過  
平成31年4月1日 推進地区指定の申請  
令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認  
6月3日～7月2日 該当地区の区民意見を聴取  
(寄せられた意見なし)  
7月16日 推進地区指定日（～令和4年7月15日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

動坂町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

